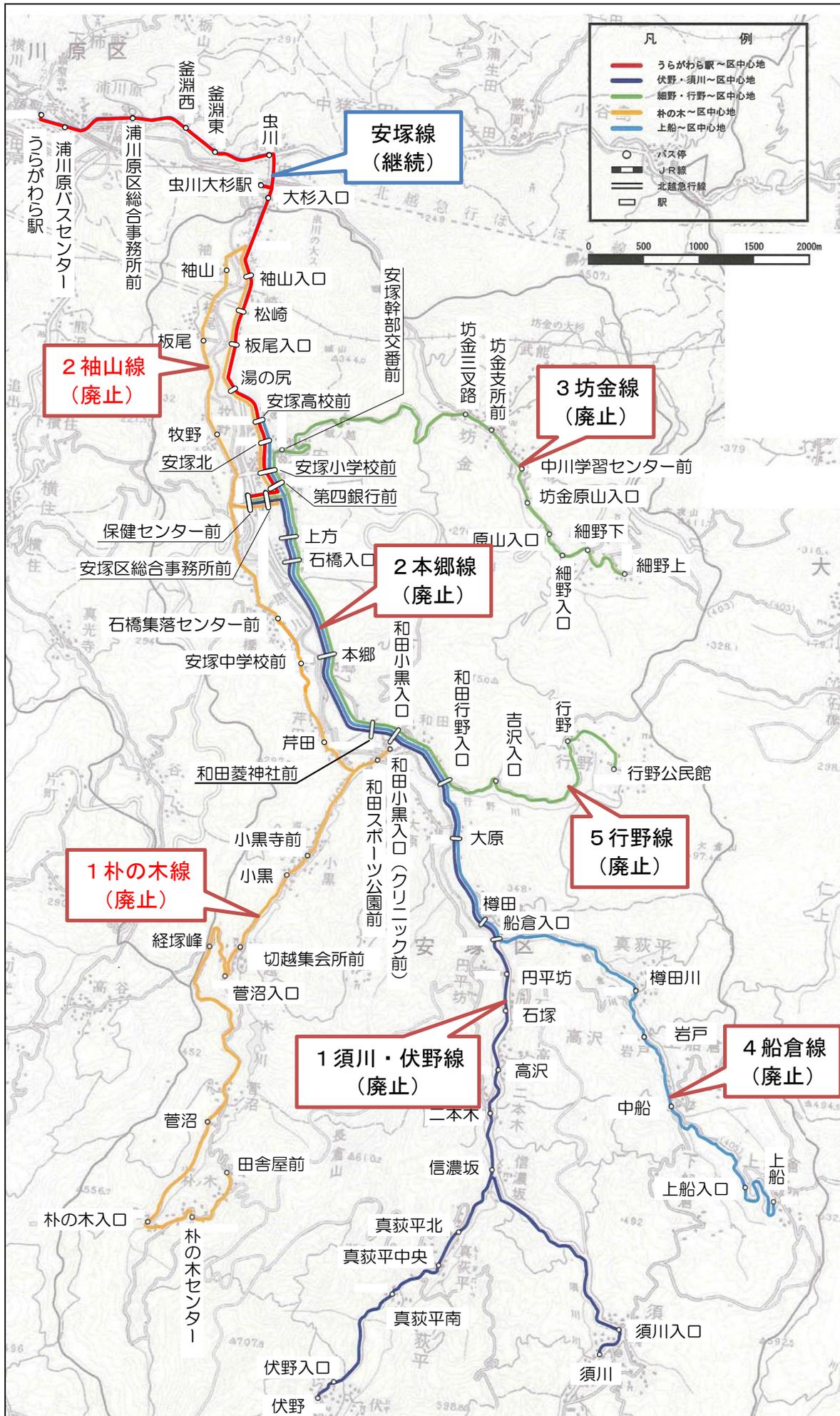
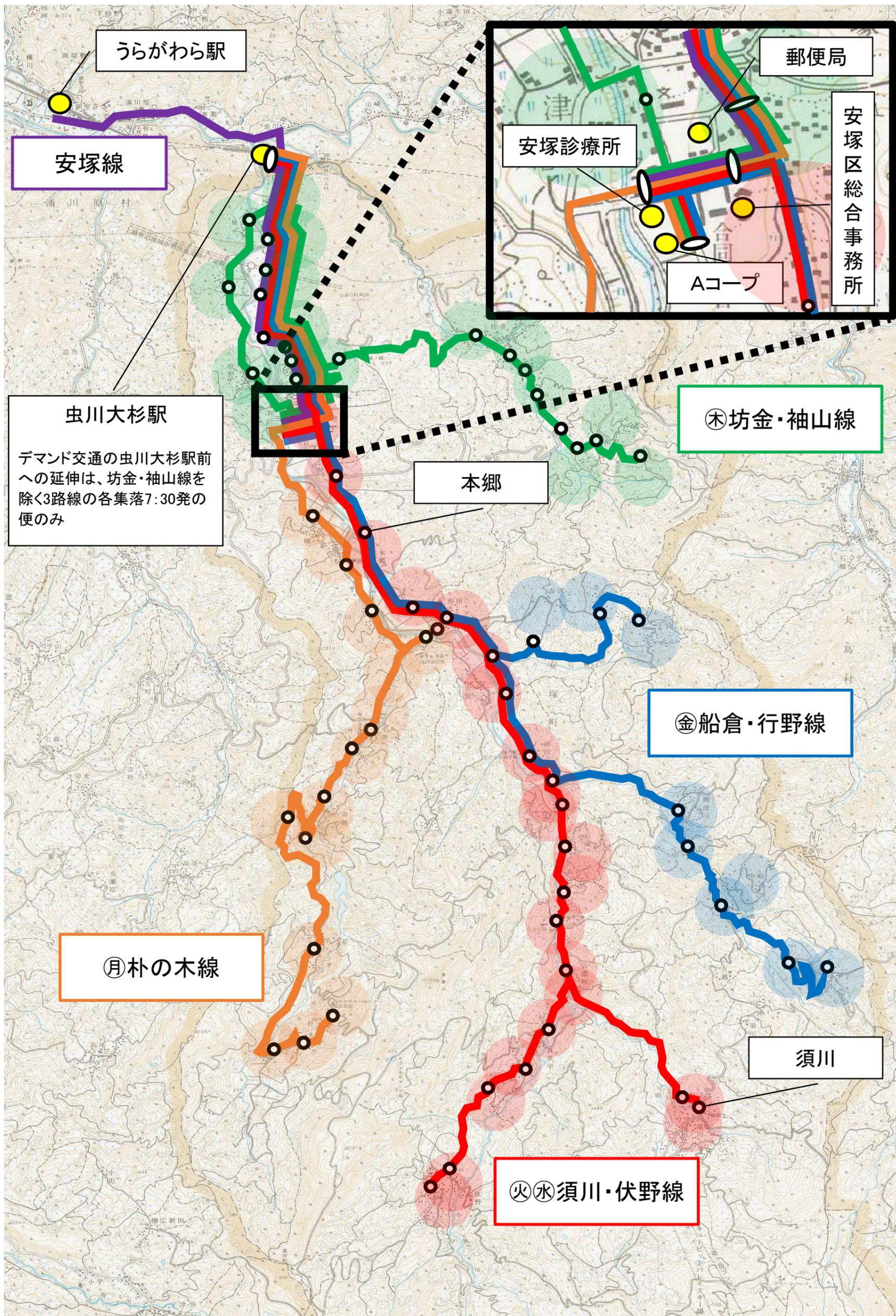


資料

(令和3年度 第5回上越市地域公共交通活性化協議会)



【現行】安塚区乗合タクシー 路線図
(令和3年4月から運行中)



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成26年2月25日に開催した平成25年度第7回上越市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は営業区域

路線名	営業区域	変更内容
朴の木線	安塚区	路線の休止
袖山線		

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

路線名	運行経路				
朴の木線	田舎屋前	～	和田小黒入口	～	保健センター前
袖山線	保健センター前	～	袖山	～	保健センター前

3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
路線休止のため該当なし

4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
適用期間（継続）：令和3年4月1日から令和4年3月31日

令和3年2月3日

上越市地域公共交通活性化協議会

会 長 池 田 浩